

◇大阪市会計規則の一部を改正する規則

- 1 出納員等の事務引継ぎについて定めないことにしました。
- 2 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 職員に資金を前渡することができる阿武山学園給食材料購入資金等の上限額を改定することにしました。
- 4 この規則は、令和8年10月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、同月30日から施行することにしました。

(会計室会計企画担当)